

## 製造の請負に関する最低制限価格の設定基準

### 1 趣旨

この基準は、富士宮市が発注する印刷物の製造の請負に係る地方自治法施行令第167条の10第2項及び第167条の13の規定に基づく最低制限価格設定事務手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象案件

- (1) 製造の請負により発注する印刷物のうち、予定価格が200万円を超えるもの。
- (2) 契約管理課がオープンカウンター方式で発注する、予定価格5万円以上200万円以下の印刷物の製造の請負による発注。

### 3 最低制限価格の設定

- (1) 入札案件については、予定価格の70%の金額とし、百円未満は切り上げる。
- (2) オープンカウンター方式で発注する案件については、予定価格の70%から5%以下の範囲で契約管理課が定める金額とし、百円未満は切り上げる。
- (3) 入札（見積）執行者は、予定価格調書に予定価格と最低制限価格を記載し、併せて両方の税抜金額（入札（見積）比較価格という。）も記載する。

### 4 最低制限価格適用案件の周知

最低制限価格を設定した案件は、指名通知書等で対象案件であることを周知する。

### 5 落札者の決定

- (1) 最低制限価格に満たない入札又は見積書の提出がなされた場合は、当該入札者又は見積者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札又は見積書の提出をした者のうち、最低の価格をもって入札又は見積書の提出をした者を落札者とする。
- (2) 最低制限価格に満たない入札又は見積書の提出をした者は失格とし、その案件の再度入札には参加できないものとする。

### 6 その他

最低制限価格を設定することが不相当と認められる場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

## 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

この基準は、令和8年4月1日から施行する。